

### 3. 水質汚濁に関するその他の項目

#### (1) 要監視項目

##### 1) 要監視項目とは

「要監視項目」とは、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものであり、平成5年に設定された（環境庁水質保全局長通知）。人の健康の保護に係る項目は令和4年12月31日時点で27項目、水生生物の保全に係る項目は6項目となっており、各項目について指針値が設定されている（参考資料2参照）。

##### 2) 要監視項目の調査状況と指針値超過地点

###### 2-1) 人の健康の保護に係る項目

###### ① 調査状況

令和5年の調査結果について、表-13に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和5年は全国3,320地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は5,043検体である。

表- 13 人の健康の保護に係る要監視項目の水質調査結果

項目名	調査地点数	調査検体数	超過地点数 (年平均値)	超過地点数 (1検体でも超過)
イソキサチオン	120	157	—	—
ダイアジノン	131	189	—	—
フェニトロチオン (MEP)	112	150	—	—
イソプロチオラン	136	173	—	—
オキシ銅 (有機銅)	107	144	—	—
クロロタロニル (TPN)	120	157	—	—
プロピザミド	123	160	—	—
EPN	127	167	—	—
ジクロロボス (DDVP)	122	160	—	—
フェノブカルブ (BPMC)	117	154	—	—
イプロベンホス (IBP)	121	158	—	—
クロルニトロフェン (CNP)	103	140	—	—
クロロホルム	190	264	—	—
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	104	141	—	—
1, 2-ジクロロプロパン	106	143	—	—
p-ジクロロベンゼン	114	152	—	—
トルエン	144	194	—	—
キシレン	123	163	—	—
フタル酸ジエチルヘキシル	125	174	—	—
ニッケル	214	316	—	—
モリブデン	130	163	—	—
アンチモン	138	186	—	—
塩化ビニルモノマー	75	75	—	—
エピクロロヒドリン	69	78	—	1
全マンガン	154	865	—	3
ウラン	68	84	—	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	127	136	—	—
合計	3, 320 (364)	5, 043	0 (0)	4 (4)

※調査地点数及び超過地点数の()内の数値は実地点数を示す。

② 超過地点

指針値を上回った地点はなかった。

2-2) 水生生物の保全に係る項目

① 調査状況

令和5年の調査結果について、表-14に項目別の調査地点数及び調査検体数を示す。

令和5年は全国899地点で調査を実施し、要監視項目の総調査検体数は1,045検体である。

表-14 水生生物の保全に係る要監視項目の水質調査結果

項目名	調査地点数	調査検体数	超過地点数
クロロホルム	190	264	—
フェノール	72	72	—
ホルムアルデヒド	98	98	—
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	180	204	—
アニリン	179	203	—
2,4-ジクロロフェノール	180	204	—
合計	899	1,045	—

② 超過地点

令和5年の調査結果では、全ての調査地点で指針値を下回っていた。